

住宅省エネルギー性能証明書・様式記載例(1 / 2)

住宅省エネルギー性能証明書は、以下の記載例に従って記載・発行をお願いいたします。

別表

証明書の発行依頼者の住所と氏名について、作成する日の現況により記入してください。

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者は事業者でも個人でも差し支えありません。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	省エネ建設株式会社 / 住宅 エネ太郎
家屋番号及び所在地	東京都港区〇〇〇	
家屋調査日	〇〇年 〇月 〇日	

証明のための家屋の現地調査が終了した年月日を記入してください。
 工事監理報告書の写し・フラット35の適合証明書の提出があり、家屋の現地調査を省略した場合には、当該書類の発行日を記入してください。

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 <input type="checkbox"/>②租税特別措置法施行令第26条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当するものを除く。)
	既存住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準 <input type="checkbox"/>③租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当する住宅の用に供する家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準 <input type="checkbox"/>④租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当する住宅の用に供する家屋(③に該当する場合を除く。)

新築住宅の場合は、①(ZEH水準省エネ住宅の場合)または②(省エネ基準適合住宅の場合)にチェックを付けます。

既存住宅の場合は、③(ZEH水準省エネ住宅の場合)または④(省エネ基準適合住宅の場合)にチェックを付けます。

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇月 〇日
-------	-----------

建築士等が当該家屋についての証明を行った日(証明書発行日)を記入してください。

証明を行った方の情報を記入してください。

建築士が証明を行う場合には、以下の2つの赤枠内の記載が必要になります。

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	証明 次郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録番号 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	登録番号	△△-×××		
	住所			
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社証明次郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	〇〇年〇月〇日 △△-××××		
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登録番号	登録を受けた地方整備局等名
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登録番号	登録を受けた地方整備局等名
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登録番号	登録を受けた地方整備局等名

(用紙 日本産業規格 A4)